

第3期和光市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第3期和光市子ども・子育て支援事業計画策定業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

3 業務目的

第2期和光市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、令和5年度に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を行い、調査で得たデータ等をもとに、第3期和光市子ども・子育て支援事業計画の策定支援を行う。

4 支援業務概要

- (1) ニーズ調査の実施及び集計・分析
- (2) 調査結果に基づく必要なサービスとその分量の整理・分析と課題の整理
- (3) 報告書の作成
- (4) 量の見込みの算出及び目標量の設定
- (5) 事業計画案の作成支援
- (6) パブリックコメントの実施支援
- (7) 計画書及び概要版の作成
- (8) 和光市子ども・子育て支援会議の支援
- (9) 国・全国自治体の動向に係る情報等の提供

5 支援業務内容

(1) ニーズ調査の実施及び集計・分析（令和5年度）

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、調査票及び和光市電子申請・届出サービスでアンケート調査を実施し、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。また、小・中学生に対してタブレットの配信機能を使って実施したアンケート調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

ア 調査票の印刷（調査票案、発送用角2封筒は和光市が用意）

- ① 就学前児童保護者調査 2,000部 A4判 30頁程度
- ② 妊婦調査 300部 A4判 20頁程度

イ 返信用封筒の作成（返信用角2・長3封筒は和光市が用意）

- ① 就学前児童保護者調査用 角2サイズ 2,000部
- ② 妊婦調査用 長3サイズ 300部

ウ 調査票の封入、封緘及び宛名ラベル貼付（調査対象者の抽出及び宛名ラベル作成は、和光市が行う。）

エ 調査の実施（調査票の発送及び回収作業。郵送料は和光市負担）

調査期間は令和5年8月頃を想定

オ データ入力

カ データ収集、単純集計、クロス集計、自由回答の取りまとめと分析（回収率60%程度を想定）

(2) 調査結果に基づく必要なサービスとその分量の整理・分析と課題の整理（令和5年度及び令和6年度）

ア 教育・保育ニーズ量の算出

国または県への報告が必要な事業の「量の見込み」を算出し「確保方策」の検討

イ 地域子ども・子育て支援事業量の算出

国または県への報告が必要な事業の「量の見込み」を算出し「確保方策」の検

ウ ア及びイ以外で和光市に必要となる施策があれば、その事業量の算出

エ (1)の結果及び第2期和光市子ども・子育て支援事業計画の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援に関わる現状を分析し、その内容に基づき和光市の課題を抽出する。

(3) 報告書の作成（令和5年度）

(1)及び(2)を反映し、集計結果から見た全体像や設問別の分析をまとめ、ニーズ調査の報告書を作成する。

(4) 量の見込みの算出及び目標量の設定（令和6年度）

(1)の調査をもとに、各種事業の需要量の見込みを推計する。推計結果に和光市の施策意向、和光市子ども・子育て支援会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を算出し確保の方策についての検討支援を行う。

(5) 事業計画案の策定支援（令和6年度）

(1)～(4)までの調査、分析及び検討結果、和光市子ども・子育て支援会議、第2期和光市子ども・子育て支援事業計画等を踏まえ、第3期和光市子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

(6) パブリックコメントの実施支援（令和6年度）

第3期子ども・子育て支援事業計画案に関して和光市が実施するパブリックコメント（令和7年1月頃を想定）の意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(7) 計画書及び概要版の作成（令和6年度）

確定した第3期和光市子ども子育て支援事業計画の計画書及び概要版を作成する。

(8) 和光市子ども・子育て支援会議の支援（令和5年度及び令和6年度）

和光市子ども・子育て支援会議の開催（令和5年度及び6年度にそれぞれ5回程度を想定）にあたり、資料の作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が

適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果を全文議事録として作成し、その後の作業に反映させる。

(9) 国・全国自治体の動向に係る情報等の提供（令和5年度及び令和6年度）

子ども・子育て支援法や児童福祉法等関連法令と本計画内容との整合性を図るため、関連法令の改正等の情報を収集し、専門的知見を踏まえた解説資料を和光市に提供する。併せて、全国自治体の取組み状況についても情報提供する。

6 成果品

- (1) 計画書 : A4判120頁程度、カラー刷 250部
- (2) 計画書概要版 : A4判 8頁程度、カラー刷 300部
- (3) 上記(1)(2)及びニーズ調査結果報告書の電子媒体等を和光市に納品

7 著作権等

- (1) 成果品の著作権は、使用分、未使用分に関わらず、市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり又は提供してはならない。

8 個人情報の保護及び適正管理

個人情報を取り扱うに際しては、和光市個人情報保護法施行条例を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

9 その他

受託者は、契約書及び仕様書に基づき、常に市と綿密な連絡をとり、その指示に従わなければならない。

本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査等に要する費用は全て受託者の負担とする。

業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

その他、契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、和光市と受託者双方の協議の上定める。

業務が完了し、成果品の引渡し後、内容に不備、不完全等が発見された場合は、受託者の負担と責任で補正等の処理を行うこと。

10 提出先 和光市子どもあんしん部ネウボラ課母子保健担当